

令和４年度４月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
6	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	【基本的考え方】 <u>妊娠又は出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。</u> (略)	【基本的考え方】 (追加)	法令改正による文章追加
6	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	【関係法令等】 (3) 育児・介護休業法第５条～第１０条、第１６条の８、第１７条、第１９条、第２１条、 <u>第２１条の２</u> 、第２３条、第２４条	【関係法令等】 (3) 育児・介護休業法第５条～第１０条、第１６条の８、第１７条、第１９条、第２１条、第２３条、第２４条	法令改正による追加
9	3 就業規則等の整備 (6) 周知等の措置 観点１	【関係法令等】 (2) 育児・介護休業法第２１条の <u>２</u>	【関係法令等】 (2) 育児・介護休業法第２１条	法令改正による修正

令和4年度4月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
11	4 職員の状況 (1) 職員配置	【基本的考え方】 4 保育士配置に係る特例について ① (略) ② 雇用すべき児童年齢別基準職員の資格の特例 ア 乳児4人以上を入所させる保育所にあつては、保健師又は看護師1人を、保育士とみなすことができる。 イ 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭であつて当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者を、保育士とみなすことができる。 なお、原則として、小学校教諭が行う保育は5歳以上児、幼稚園教諭が行う保育は3歳以上児とすること。 ③ 開所時間中に配置すべき児童年齢別基準職員の資格の特例 ア 「幼稚園教諭等」、「知事が適当と認める者」を、現に登園している児童に対する基準職員数の3分の1を超えない範囲で保育士とみなすことができる。 イ 保育所が8時間を超えて開所する日において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、「知事が適当と認める者」を、保育士とみなすことができる。ただし、基準職員数を超えて雇用した職員のうち、開所時間中における保育に直接従事するために出勤した保育従事者数から基準職員数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。	【基本的考え方】 4 保育士配置に係る特例について ① (略) ② 雇用すべき児童年齢別基準職員の資格の特例 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭であつて当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者（以下「幼稚園教諭等」という。）及び乳児4人以上を入所させる保育所にあつては保健師又は看護師1人（以下「保健師等1人」という。）を、定員見合いで認可基準上必要となる職員の3分の1を超えない範囲で保育士とみなすことができる。 なお、原則として、小学校教諭が行う保育は5歳以上児、幼稚園教諭が行う保育は3歳以上児とすること。 ③ 開所時間中に配置すべき児童年齢別基準職員の資格の特例 「幼稚園教諭等」、「知事が適当と認める者」、「保健師等1人」を、現に登園している児童に対する基準職員数の3分の1を超えない範囲で保育士とみなすことができる。ただし、「知事が適当と認める者」については、8時間を超えて開所する日において、基準職員数を超えて雇用した職員のうち、開所時間中における保育に直接従事するために出勤した保育従事者数から基準職員数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。 ※ ②、③を適用する保育所においては、	文言整理

令和４年度４月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
		用することができる。 ④ ②イ及び③を適用する保育所においては、児童年齢別基準職員数の３分の２以上の常勤保育士（②又は③の規定により保育士とみなされる者を除く。）を置かなければならない。	児童年齢別基準職員数の３分の２以上の常勤保育士を置かなければならない。	
14	5 勤務状況 (3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	【関係法令等】 (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第2号）第2条の2	【関係法令等】 (2) 均等法施行規則第2条の2	表記の修正
15	7 健康管理 (1) 安全衛生管理体制 観点3	【関係法令等】 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4、 <u>23条の2</u>	【関係法令等】 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4	根拠法令を基に修正
16	7 健康管理 (2) 健康診断	【基本的考え方】 ・腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期的に医師による腰痛の健康診断を <u>実施すること。</u>	【基本的考え方】 ・腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期的に医師による腰痛の健康診断を <u>実施することが望ましい。</u>	通知に合わせて文言修正
16	7 健康管理 (2) 健康診断	【関係法令】 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）27条の2	【関係法令】 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第9号）27条の2	関係法令精査

令和4年度4月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
21	1 1 災害対策の状況 (3) 消防計画等	【基本的考え方】 3 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、<u>区市町村長</u>に報告しなければならない。 【観点】 1 避難確保計画を作成し、<u>区市町村長</u>に報告しているか。 【評価事項】 (2) <u>区市町村長</u>に報告していない。	【基本的考え方】 3 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、<u>市町村長</u>に報告しなければならない。 【観点】 1 避難確保計画を作成し、<u>区市町村</u>に報告しているか。 【評価事項】 (2) <u>区市町村</u>に報告していない。	文言整理
21	1 1 災害対策の状況 (5) 防災訓練等	【基本的考え方】 3 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、<u>避難訓練を実施し、その結果を区市町村長に報告しなければならない。</u> 【観点】 5 避難確保計画で定めるところにより、<u>避難訓練を実施し、区市町村長に報告しているか。</u> 【評価事項】 (2) <u>区市町村長に報告していない。</u> 【評価】 <u>B</u>	【基本的考え方】 3 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、<u>避難訓練を実施しなければならない。</u> 【観点】 1 避難確保計画で定めるところにより、<u>避難訓練を実施しているか。</u> 【評価事項】 (追加) 【評価】 (追加)	法令改正による追加

令和4年7月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
6	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	【基本的考え方】 <u>《周知事項》</u> ①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い <u>《周知・意向確認の方法》</u> ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 【観点】 2 育児休業および勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。 【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第21条第1項、第2項 (2) 育児・介護休業法施行規則第69条の3、第69条の4 【評価事項】 (1) 職員に周知していない。又は不十分である。 【評価】 <u>B</u>	【基本的考え方】 (追加) 【観点】 (追加) 【関係法令等】 (追加) 【評価事項】 (追加) 【評価】 (追加)	根拠法令（育児・介護休業法及び育児・介護休業法施行規則）を基に修正

令和4年7月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
7, 8	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	【観点】 1 (略) 2 上記のとおり 3 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。 4 から 7 (略) 8 労働者の配置について、配慮しているか。	【観点】 1 (略) 2 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。 3 から 6 (略) 7 労働者の配置について、配慮 を しているか。	2 新規追加による3から8までの修正
10	4 職員の状況 (1) 職員配置	【基本的考え方】 2 (略) <u>ただし、保育所の開設後において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）により定める利用定員（以下「利用定員」という。）を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員及び入所児童数のそれぞれについて、同様に算出し、いずれが多い方とする。</u>	【基本的考え方】 (追加)	事務取扱要綱改正に伴う追加
23	11 災害対策の状況 (8) 安全対策	【基本的考え方】 (略) <u>・送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者の選任等を行う。</u> 【関係法令等】 (略) (3) <u>道交法（昭和35年6月25日法律第105号）第74条の3</u> (4) <u>道交法施行規則（昭和35年12月3日総理府令第60号）第9条の9、10</u>	【基本的考え方】 (追加) 【関係法令等】 (追加)	根拠法令（道交法及び道交法施行規則）を基に修正

令和４年度４月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	項目番号６ 略称	子保発０３３０第２号通知	子保発０３３０第２号	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号１７ 関係 法令及び通知等	令和２年１月２１日厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	令和２年１月２１日、厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号２０ 関係 法令及び通知等	(削除)	平成９年６月３０日児企第１６号「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」	関係通知改正による根拠法令等削除
凡例	項目番号２４ 関係 法令及び通知等	(削除)	平成９年８月８日社援発第１１７号「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」	根拠法令等削除
凡例	項目番号３８ 略称	児発第２８４号通知	児発第２８４号	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号４０ 関係 法令及び通知等	平成３１年２月２８日府子本第１８９号、３０文科初第１６１６号、子発０２２８第２号、障発０２２８第２号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	平成３１年２月２８日子発０２２８第２号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号４１ 関係 法令及び通知等	平成３１年２月２８日府子本第１９０号、３０文科初第１６１８号、子発０２２８第３号、障発０２２８第３号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	平成３１年２月２８日子発０２２８第３号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号４２ 関係 法令及び通知等	平成１７年２月２２日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	平成１７年２月２２日雇児発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号４３ 略称	雇児発第０１２０００１号通知	雇児発０１２０００１号通知	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号４４ 略称	２７福保子保第３６５０号通知	２７福保子保第３６５０号	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号４５ 関係 法令及び通知等	平成３０年１０月１２日３０福保子保第３６３５号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」	(追加)	根拠法令等追加
凡例	項目番号４８ 関係 法令及び通知等	(削除)	平成２９年６月１６日雇児保発０６１６第１号「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	根拠法令等削除
凡例	項目番号４９ 略称	府子本第９１２号通知	府子本第９１２号	他項目の表記と合わせた修正

令和４年度４月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	項目番号５０ 略称	２６福保子保第２９８４号通知	２６福保子保第２９８４号	他項目の表記と合わせた修正
４	１ 保育の状況 (６) 指導計画の展開	【観点】 ２ 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。 【関係法令等】 (１) 保育所保育指針第１章３（３）エ、<u>(５)イ</u>	【観点】 ２ 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。 【関係法令等】 (１) 保育所保育指針第１章３（３）エ <u>(２) 保育所保育指針第１章３（５）イ</u>	他項目の表記と合わせた修正
７	１ 保育の状況 (１１) 小学校との連携	【観点】 ２ 子供の就学に際し、保育所児童保育要録の写しを保育所から小学校へ送付しており、原本を保育所に保存しているか。 【関係法令等】 (１) (略) (２) 子保発０３３０第２号通知 (３) (略)	【観点】 ２ 子供の就学に際し、保育所児童保育要録の写しを保育所から小学校へ送付しており、原本を保育所に保存しているか。 【関係法令等】 (１) (略) (２) 子保発０３３０第２号 (３) (略)	他項目の表記と合わせた修正
８	２ 食事の提供の状況 (１) 食育計画	【観点】 １ 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。 【関係法令等】 (１)～(３) (略) (４) 子保発０４０１第２号通知	【観点】 １ 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。 【関係法令等】 (１)～(３) (略) (４) 子保発０４０１第２号	他項目の表記と合わせた修正
１０	２ 食事の提供の状況 (２) 食事計画と献立業務 ウ 給食材料の用意、保管	【関係法令等】 (１)～(５) (略) (６) 社援施第９７号通知	【関係法令等】 (１)～(５) (略) (６) 社援第９７号	他項目の表記と合わせた修正
１２	２ 食事の提供の状況 (４) 衛生管理 ア 検便	【関係法令等】 (１)～(７) (略) (８) 社援施第９７号通知 (９)～(１１) (略)	【関係法令等】 (１)～(７) (略) (８) 社施第９７号通知 (９)～(１１) (略)	他項目の表記と合わせた修正
１２	２ 食事の提供の状況 (４) 衛生管理 イ 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検	【観点】 １ 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。 【関係法令等】 (１)～(７) (略)	【観点】 １ 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。 【関係法令等】 (１)～(７) (略) <u>(８) 児企第１６号通知</u>	関係通知改正による根拠法令等削除

令和４年度４月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
12	2 食事の提供の状況 (4)衛生管理 イ 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検	【観点】 2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。 【関係法令等】 (1)～(9) (略)	【観点】 2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。 【関係法令等】 (1)～(9) (略) <u>(10) 平成9年社援施第117号通知</u>	根拠法令等削除
13	2 食事の提供の状況 (4)衛生管理 ウ 食中毒事故対策	【観点】 2 検食を適切に行っているか。 【関係法令等】 (1) 雇児総発第0307001号通知	【観点】 2 検食を適切に行っているか。 【関係法令等】 (1) 雇児総発0307001号通知	他項目の表記と合わせた修正
13	2 食事の提供の状況 (4)衛生管理 ウ 食中毒事故対策	【観点】 4 検査用保存食を適切に保存しているか。 【関係法令等】 (1) 平成8年社援施第117号通知 (2)～(3) (略)	【観点】 4 検査用保存食を適切に保存しているか。 【関係法令等】 (1) 平成9年社援施第117号通知 (2)～(3) (略) <u>(4) 児企第16号通知</u>	誤記修正及び関係通知改正による根拠法令等削除
16	3 健康・安全の状況 (2)児童健康診断	【観点】 1 健康診断を適切に行っているか。 【関係法令等】 (1)～(5) (略) (6) 児発第284号通知	【観点】 1 健康診断を適切に行っているか。 【関係法令等】 (1)～(5) (略) (6) 児発第284号	他項目の表記と合わせた修正
17	3 健康・安全の状況 (5)疾病等への対応 イ 感染症	【観点】 1 感染症の予防対策を講じているか。 2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 【関係法令等】 (1)～(3) (略)	【観点】 1 感染症の予防対策を講じているか。 2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 【関係法令等】 (1)～(3) (略) <u>(4) 児企16号通知</u>	関係通知改正による根拠法令等削除

令和４年度４月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
17	3 健康・安全の状況 (5) 疾病等への対応 ウ アレルギー疾患	【観点】 ・生活管理指導表等により、保護者等と情報を共有しているか。 【関係法令等】 (1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ <u>第3章3(2)ア、イ</u> (2) <u>児発第418号通知</u> (3) <u>雇児総発第402号通知</u> (4) <u>児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)</u>	【観点】 ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。 【関係法令等】 (1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ	説明及び根拠法令等追加
18	3 健康・安全の状況 (6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	【観点】 1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) <u>児発第418号通知</u> (3) <u>雇児総発第402号通知</u> (4) <u>児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)・第2〔共通事項〕(2)</u> (5) <u>27福保子保第3650号通知</u> (6) <u>30福保子保第3635号通知</u>	【観点】 1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) <u>児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔共通事項〕(2)</u> (3) <u>27福保子保第3650号</u>	根拠法令等追加
18	3 健康・安全の状況 (6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	【観点】 2 睡眠時チェック表を作成しているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) <u>児発第418号通知</u> (3) <u>雇児総発第402号通知</u> (4) <u>児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)・第2〔共通事項〕(2)</u> (5) <u>27福保子保第3650号通知</u> (6) <u>30福保子保第3635号通知</u>	【観点】 2 睡眠時チェック表を作成しているか。 【関係法令等】 (1) (略)	根拠法令等追加

令和4年度4月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
18	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	【観点】 1 児童の事故防止に配慮しているか。 ・子供の心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 ・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。 【関係法令等】 (1)～(3) (略) (4) 府子本第659号通知 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	【観点】 1 児童の事故防止に配慮しているか。 ・子供の心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 ・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。 【関係法令等】 (1)～(3) (略) (4) <u>雇児保発0616第1号</u> (5) 府子本第659号通知 (6) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	根拠法令等削除
18	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	【観点】 <u>2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</u> 【関係法令等】 (1) <u>保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ</u> (2) <u>児発第418号通知</u> (3) <u>雇児総発第402号通知</u> (4) <u>児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</u> 【評価事項】 (1) <u>定期的に点検していない。</u> (2) <u>定期的な点検が不十分である。</u> 【評価】 <u>C</u> <u>B</u>	【観点】 ・<u>窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</u> 【関係法令等】 (追加) 【評価事項】 (追加) 【評価】 (追加)	関係法令改正に伴う評価事項等の追加
19	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	【観点】 <u>3 子供の食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</u> 【関係法令等】 (1) <u>保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ</u> (2) <u>雇児総発第418号通知</u> (3) <u>雇児総発第402号通知</u> (4) <u>児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</u> 【評価事項】 (1) <u>窒息のリスクとなるものを除去していない。</u> (2) <u>窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。</u> 【評価】 <u>C</u> <u>B</u>	【観点】 ・<u>子供の食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</u> 【関係法令等】 (追加) 【評価事項】 (追加) 【評価】 (追加)	関係法令改正に伴う評価事項等の追加

令和4年度4月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
19	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	【基本的考え方】 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、<u>ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。</u> 「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡） 【観点】 4 園外保育時に複数の職員（うち1人以上は常勤保育士）が対応しているか。 【関係法令等】 (1) 保育所保育指針 第3章3（2）ア、イ (2) 雇児総発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2（2）第1-1「保育所」（5） (5) 事務取扱要綱第2-4（1） 【評価事項】 (1) 園外保育時に複数の職員（うち1人以上は常勤保育士）が対応していない。 (2) 園外保育時における複数の職員（うち1人以上は常勤保育士）の対応が不十分である。 【評価】 <u>C</u> <u>B</u>	【基本的考え方】 （追加） 【観点】 ・園外保育時に複数の<u>保育従事職員</u>が対応しているか。 【関係法令等】 （追加） 【評価事項】 （追加） 【評価】 （追加）	説明及び評価事項等の追加

令和4年度4月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
19	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	【観点】 5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。 【関係法令等】 (1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 府子本第659号通知 (5) 雇児第471号通知別紙1-2(2)第1-1「保育所」(5) 【評価事項】 (1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。 【評価】 <u>C</u> <u>B</u>	【観点】 ・プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。 【関係法令等】 (追加) 【評価事項】 (追加) 【評価】 (追加)	関係法令改正に伴う評価事項等の追加
19	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	【基本的考え方】 2 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、<u>外部からの人の出入りを確認するとともに、保護者以外の者が迎えに来る場合は、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。</u> 【観点】 6 児童の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。 (1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ、ウ (2) 雇児総発第402号通知別添-2-1「<u>職員の共通理解と所内体制</u>」及び「保育所・障害児通園施設の通所時における安全確保」 【評価事項】 (1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。 【評価】 <u>C</u> <u>B</u>	【基本的考え方】 2 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。 【観点】 2 児童の登降園は保護者等が行っているか。 【関係法令等】 (1) 雇児総発第402号通知別添-2-1（保育所・障害児通園施設の通所時における安全確保） 【評価事項】 (1) <u>児童の登降園を責任ある人以外の人が行っている。</u> (2) <u>その他不適切な事項がある。</u> 【評価】 <u>B</u> <u>B</u>	説明および評価事項等の修正

令和４年度４月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
20	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 事故発生時の対応	【観点】 1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) 26福保子保第2984号通知 (4) (略) (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7)	【観点】 1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) 26福保子保第2984号 (4) (略) (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](6)	他項目の表記と合わせた修正 及び関係法令改正に伴う訂正
20	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 事故発生時の対応	【観点】 2 報告対象となる事故を区市町村に速やかに報告しているか。 【関係法令等】 (1) 府子本第912号通知 (2) 26福保子保第2984号通知 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	【観点】 2 報告対象となる事故を区市町村に速やかに報告しているか。 【関係法令等】 (1) 府子本第912号 (2) 26福保子保第2984号	他項目の表記と合わせた修正 及び関係法令改正に伴う追加

令和4年度4月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

改正基準(案) の該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
3	1 委託費の弾力運用 (3) 改善基礎分相当額等の支出 ア 支出限度額等	【関係法令等】 1 経理等通知1(4)、(5)、別表2、別表3、別表4、別表5 <u>令和2年7月30日府子本第761号・2分科初第643号・子初0730第2号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」</u>	【関係法令等】 1 経理等通知1(4)、(5)、別表2、別表3、別表4、別表5 <u>平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」</u>	関係法令等改正による修正